

## 10. 通信・情報セキュリティ関連

### 問題1

通信装置の動作温度条件に関する規制について、貨物等省令第8条第一号では次のように定めている。

通信装置の動作温度条件に関する規制のうち、次の中から正しいものを選びなさい。

- ① 零下55度より低い温度で使用することができるように設計したものであっても、人工衛星に搭載するように設計したものは規制される。
- ② 零下55度より低い温度で使用することができるように設計した汎用マイクロプロセッサ（貨物等省令第6条第一号ロに該当）を半田付けして使用していれば、本項でも自動的に規制される。
- ③ 124度を超える温度と零下55度より低い温度の両方で使用することができるように設計したものが規制される。
- ④ 124度以下の温度、かつ、零下55度以上の温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）が規制される。
- ⑤ カタログ等に124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるように設計したものでもあると明記してあるものであって、人工衛星に搭載するように設計したものの以外のもので規制される。

#### 貨物等省令第8条第一号

伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であって、次のいずれかに該当するもの

- イ 核爆発による過渡的な電子的効果又はパルスによる影響を防止することができるように設計したもの
- ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）
- ハ 124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるように設計したものであって、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）

解答 1

正解〔⑤〕

【解説 1】

- ① 本号ロとハでは、人工衛星に搭載するように設計したものは除外されている。
- ② 輸出令別表第1の7の項(1)、運用通達1-1(7)(イ)ただし書き参照。
- ③ 本号は、124度を超える温度又は零下55度より低い温度で使用することができるという設計条件のどちらかでも満たせば規制するものであり、両方の温度範囲で使用できるもののみを規制するものではない。
- ④ 124度を超える温度又は零下55度より低い温度が規制値であるので、124度以下の温度、かつ、零下55度以上の温度の場合は規制されない。
- ⑤ 本号は、124度を超える温度又は零下55度より低い温度を使用することを意図して設計したものを規制するものであり、実力値として、たまたまその温度範囲で使用できるものを規制するものではない。



## 問題 2

スペクトル拡散技術を用いた無線装置の規制に関して、貨物等省令第 8 条第二号イ(二)、(三)では次のように定めている。

スペクトル拡散技術を用いた無線装置の規制に関して、次の中から正しいものを選びなさい。

- ① 民生用のセルラー無線通信に使用するよう設計したものは全て規制されない。
- ② 使用者によって拡散符号の書換えができるものは規制されない。
- ③ 出力が 1.0 ワット以下のものは規制される。
- ④ スペクトル拡散とは、相対的に広い通信チャンネルにおけるエネルギーを、より狭いエネルギースペクトルへと集中させる技術をいう。
- ⑤ 周波数ホッピングもスペクトル拡散技術の一方式である。

### 貨物等省令第 8 条第二号イ

(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの((三)に該当するもの又は出力が 1.0 ワット以下のものを除く。)

- 1 使用者によって拡散符号の書換えができるもの
- 2 送信帯域幅が情報チャンネルの帯域幅の 100 倍以上であり、かつ、50 キロヘルツを超えるもの(民生用のセルラー無線通信に使用するよう設計したもの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するよう設計したものを除く。)

(三) ウルトラワイドバンド変調技術を用いたものであって、使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 帯域幅が 500 メガヘルツを超えるもの
- 2 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が 20 パーセント以上のもの

### <解釈>スペクトル拡散

相対的に狭い通信チャンネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。

解答 2

正解 〔5〕

【解説 2】

- ①② 貨物等省令第 8 条第二号イ(二)は 1、2 いずれかに該当するものを規制している。  
両方を確認する必要がある。
- ③ 貨物等省令第 8 条第二号イ(二)は出力が 1. 0 ワット以下のものは規制しない。
- ④ スペクトル拡散とは、相対的に狭い通信チャネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。
- ⑤ 正しい。



### 問題3

輸出令別表第1の9の項(1)貨物等省令第8条第二号イ(二)のスペクトル拡散技術を用いた無線送受信機の該非判定に関して、次の中から正しいものを選びなさい。なお、スペクトル拡散技術以外の規制は、考慮しないものとする。

- ① 使用者によって拡散符号の書換えができないものは、非該当である。
- ② 使用者によって拡散符号の書換えができるものでも、出力が25mWであれば、非該当である。
- ③ 周波数ホッピング方式のスペクトル拡散技術を用いたものでも、貨物等省令第8条第二号イ(二)および(三)のいずれの条件にも該当しないものは、非該当である。
- ④ 民生用のセルラー無線通信に使用するよう設計したものは、非該当である。
- ⑤ 使用者によって拡散符号の書換えができないもので、送信帯域幅が25kHzのものは、非該当である。

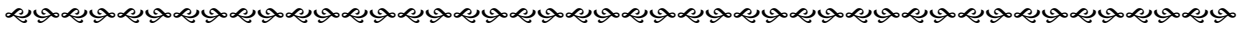
#### 貨物等省令第8条第二号イ

(二) スペクトル拡散(周波数ホッピングを含む。)技術を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの((三)に該当するもの又は出力が1.0ワット以下のものを除く。)

- 1 使用者によって拡散符号の書換えができるもの
- 2 送信帯域幅が情報チャンネルの帯域幅の100倍以上であり、かつ、50キロヘルツを超えるもの(民生用のセルラー無線通信に使用するよう設計したもの又は商用民生通信の固定若しくは移動の衛星通信地球局に使用するよう設計したものを除く。)

(三) ウルトラワイドバンド変調技術を用いたものであって、使用者によってチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号の書換えができるもののうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 帯域幅が500メガヘルツを超えるもの
- 2 瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が20パーセント以上のもの



### 解答 3

正解 〔②、③、⑤〕

#### 【解説 3】

条文には、「次のいずれかに該当するもの」とあり続けて条件を挙げているので、どれか一つの条件でも満足すれば該当となる。

したがって、一つの条件のみを示して非該当と判定している①及び④は誤りである。

#### 問題 4

音声帯域圧縮技術を用いた伝送装置の規制に関して、貨物等省令第 8 条第二号ロ及び運用通達の解釈では次のように定めている。

音声帯域圧縮技術を用いた伝送装置の規制に関して、次の中から、正しいものを選びなさい。

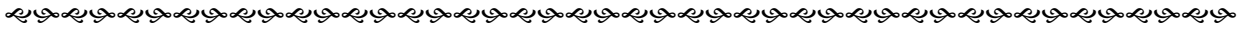
- ① 音声帯域圧縮技術を用いたものであって、デジタル信号処理機能を有するものは全て規制されない。
- ② 音声帯域圧縮技術を用いたものであって、デジタル信号処理機能を有しないものは規制される。
- ③ 通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における音声符号化速度で判定する。
- ④ 通信状態が無音の場合に、音声符号化速度が大きく低下する方式の場合には、その低下した最小値により判定する。
- ⑤ デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたもののうち、通信状態により符号化速度が変化し、符号化速度の変化範囲が 400 ビット毎秒以上、600 ビット毎秒以下の場合、規制される。

貨物等省令第 8 条第二号

ロ デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたもののうち、符号化速度が 700 ビット毎秒未満のもの

<解釈> 音声帯域圧縮技術

人間の話し言葉の特徴を考慮に入れて、人間の声をサンプリングし、それらをデジタル信号に変換する技術をいう。通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定するものとする。



#### 解答 4

正解 [③、⑤]

#### 【解説 4】

- ①②⑤ 本規制は、「デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたもののうち符号化速度が700ビット毎秒未満のもの」が規制の対象である。
- ③④ 通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定する。



## 問題5

通信関連装置の貨物の規制に関して、貨物等省令第8条第二号ロでは次のように定めている。デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたものに関し、次の中から正しいものを選びなさい。

- ① 符号化速度が32,000ビット毎秒のものは、高い音質を維持できるので規制される。
- ② 符号化速度が700ビット毎秒のものは規制される。
- ③ 符号化速度が500ビット毎秒のものは規制される。
- ④ 符号化速度が可変で、会話を継続した状態では9,600ビット毎秒だが、会話のない無音時には500ビット毎秒になるものは規制される。
- ⑤ 符号化速度が可変で、会話を継続した状態では2,400ビット毎秒だが、通信状態により、600ビット毎秒になるものは規制される。

### 貨物等省令第8条第二号

ロ デジタル信号処理機能を有するものであって、音声帯域圧縮技術を用いたものうち、符号化速度が700ビット毎秒未満のもの

#### <解釈> 音声帯域圧縮技術

人間の話し言葉の特徴を考慮に入れて、人間の声をサンプリングし、それらをデジタル信号に変換する技術をいう。通信状態により符号化速度が変化するものについては、会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定するものとする。

~~~~~

## 解答5

正解 〔③〕

### 【解説5】

条文によれば、「符号化速度が700ビット毎秒未満のもの」を規制しているので、①及び②は誤りであり、③は正しい。

さらに符号化速度が可変のものについて解釈では、「会話を継続した状態における符号化速度に基づいて判定」と定義しているので、会話を継続した状態で9,600ビット毎秒となる④及び2,400ビット毎秒となる⑤は規制されないことになり誤りである。

## 問題 6

水中通信装置の規制に関して、貨物等省令第8条第二号ハでは次のように定めている。  
有線で結ばれていない水中通信装置の規制に関して、次の中から、正しいものを選びなさい。

- ① 電磁波を利用したものは全て規制される。
- ② 搬送周波数が30キロヘルツ未満の電磁波を利用したものは規制される。
- ③ 搬送周波数が50キロヘルツの音波を利用したものは規制される。
- ④ 音波を利用したものは全て規制される。
- ⑤ 物理的にビームを走査するものは全て規制される。

### 貨物等省令第8条第二号

ハ 水中で使用することができるように設計した通信装置であって、次のいずれかに該当するもの（有線で結ばれていないものに限る。）

- (一) 音波（超音波を含む。）を利用したものであって、搬送周波数が20キロヘルツ未満又は60キロヘルツを超えるもの
- (二) 電磁波を利用したものであって、搬送周波数が30キロヘルツ未満のもの
- (三) 電子的にビームを走査する機能を有するもの
- (四) レーザー発振器又は発光ダイオードを使用したものであって、これらの出力波長が400ナノメートル超700ナノメートル未満であり、かつ、ローカルエリアネットワークにおいて用いられるもの



## 解答 6

正解 〔②〕

### 【解説 6】

- ①② 電磁波を利用したものは、搬送周波数が30キロヘルツ未満のものが規制される。
- ③④ 音波を利用したものは、搬送周波数が20キロヘルツ未満又は60キロヘルツを超えるものが規制される。
- ⑤ 物理的ではなく、電子的にビームを走査する水中通信装置が規制される。

## 問題7

通信用の光ファイバーの規制に関して、貨物等省令第8条第四号及び運用通達の解釈では次のように定めている。通信用の光ファイバーの規制に関して、次の中から、正しいものを選びなさい。

- ① 引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上のものは全て規制される。
- ② 長さが500メートルを超えるもののうち、メーカーのカタログ保証値に引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上と記載されているものは規制される。
- ③ カタログ等において引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上保証すると書いてないものは、実際の実力値を製造者に問合せ、その値により判定する。
- ④ 引張強さの記載がカタログ等がない場合には、輸出者が規定の張力を動的に加えるオンライン又はオフラインのスクリーニングテストにより測定した実際の結果の値を用いて判定しなければならない。
- ⑤ 水中敷設用に設計されたものは、引張強さが0.7ギガニュートン毎平方メートル以上のものは全て規制される。

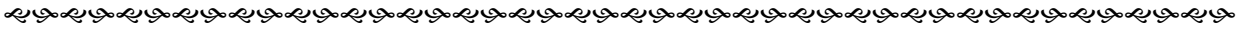
### 貨物等省令第8条第四号

通信用の光ファイバーであって、長さが500メートルを超えるもののうち、引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上のもの

#### <解釈>引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上のもの

引張強さは、0.5メートルから3メートルまでの間隔に置かれた直径15センチメートルのキャブスタン間を2メートル毎秒から5メートル毎秒までの速さで通過中のファイバーに対し、規定の張力を動的に加えるオンライン又はオフラインのスクリーニングテストにより測定したものとする。その場合の周囲温度は、公称摂氏20度、相対湿度は公称40パーセントとする。

製造者がカタログ等において、引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上あるとしているものをいう。



## 解答7

正解〔②〕

### 【解説7】

- ①②⑤ 通信用の光ファイバーであって、長さが500メートルを超えるもののうち、引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上のものだけが規制されている。水中敷設用か否かは問わない。
- ③④ 測定したところ、たまたまその中の1本が、実力値としては、2ギガニュートン毎平方メートル以上の張力を有していたとしても、カタログ等において引張強さが2ギガニュートン毎平方メートル以上を保証すると明記されていない(保証値が明記されていない)ものは規制されない。



## 問題 8

インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品に関して、貨物等省令第8条第五号の五では次のように定めている。次の中から正しいものを全て選びなさい。

- ① アプリケーション層を分析する機能を持った装置は、全て規制される。
- ② インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であっても、マーケティング活動のために設計された装置は規制されない。
- ③ アプリケーション層を分析することができる装置であっても、抽出したデータの指標付けをする機能を持たないものは規制されない。
- ④ キャリアクラスのIPネットワーク上で、アプリケーション層の分析をし、選択されたメタデータ及びアプリケーションの内容の抽出を行い、さらに抽出したデータの指標付けを行う機能を実現するものであっても、ハードセクターに基づく検索を実行するために設計されたものでなければ規制されない。
- ⑤ 通信キャリアのネットワークのサービス品質管理を目的として設計された装置は規制される。

### 貨物等省令第8条第五号の五

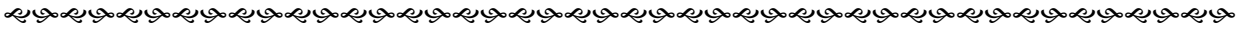
インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品であって、次のイ及びロに該当するもの（マーケティング活動、ネットワークのサービス品質管理又は利用者の体感品質管理のために設計された装置を除く。）

イ キャリアクラスのIPネットワーク上で次の（一）から（三）までの全ての機能を実現するもの

- （一） アプリケーション層の分析
- （二） 選択されたメタデータ及びアプリケーションの内容の抽出
- （三） 抽出したデータの指標付け

ロ 次の（一）及び（二）を実行するために設計したもの

- （一） ハードセクターに基づく検索
- （二） 特定の個人又は集団の関係の解析



## 解答 8

正解 [ ② ③ ④ ]

### 【解説 8】

インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品であっても、マーケティング活動、ネットワークのサービス品質管理又は利用者の体感品質管理のために設計された装置は規制されない。

さらに、「貨物等省令第8条第五号の五」のイ（一）（二）（三）、及びロ（一）（二）の全ての項目に当てはまるものが該当となるので、一部でも当てはまらないものは非該当となる。



## 問題 9

「情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置」の規制に関して、貨物等省令第8条第十号ロでは次のように定めている。

電磁波放射による他装置の誤動作誘発を防止するために、EMI(Electromagnetic Interference)対策を施した電子機器の該非判定の説明として、次の中から正しいものを選びなさい。

※VCCI(Voluntary Control Council for Information Technology Equipment)とは、情報処理装置等電波障害自主規制協議会をいう。

- ① 電磁波の放射を意図的に制限するものはすべて規制される
- ② VCCIに準拠していれば、規制される
- ③ VCCIに準拠している場合、民生用に設計していれば、規制されない。必ずしも民生用と出来ないものは、規制される。
- ④ 電磁波の放射による人体への危害を防止することも、目的としていけば、規制される
- ⑤ 電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものは規制されない

### 貨物等省令第8条第十号

暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品以外の情報システムのセキュリティ管理機能を実現する装置又は部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置(電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。)又はその部分品(情報を伝達する信号の漏えいを防止する機能を実現するために設計した部分品に限る。)

<解釈>情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置

情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに  
限る。

## 問題 10

貨物等省令第21条第2項第三号の二ニ(二)では、「国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するように設計したものを除く。」の記述がある。この除外される周波数帯域を調べる正しいものを選びなさい。

- ① ISO の標準
- ② JIS の標準
- ③ IEEE の標準
- ④ ITU の Radio Regulations
- ⑤ IEC の標準

## 解答 9

正解〔⑤〕

### 【解説 9】

貨物等省令第 8 条第十号ロでは、「情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品」を規制している。しかし、貨物等省令では、「情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置」のあとに、括弧書きで、「電磁波の放射による人体への危害若しくは他の装置の誤動作の誘発を防止することを目的として信号の漏えいを防止するように設計したもの又は電磁波妨害防止標準に基づいて信号の漏えいを防止するように設計したものを除く。」の注釈がある。また、運用通達中の解釈でも、「情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに限る。」とある。したがって、EMI(Electromagnetic Interference)対策を施しただけでは、本規制に該当しない。

## 解答 10

正解〔④〕

### 【解説 10】

役務通達中の解釈で、「国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域」は、「最新版の国際電気通信連合無線通信規則により 1 次業務及び 2 次業務用に割り当てた周波数帯域をいう。付加分配及び代替分配に割り当てた周波数帯域を除く。」と説明されている。国際電気通信連合は、ITU(International Telecommunication Union)のこと。無線の周波数割り当ては、「Radio Regulations(無線通信規則)」という形で発行されており、2 年または 3 年毎に、最新版に改訂されている。安全保障輸出管理は最新版に基づいて行われる。

## 問題 1 1

通信装置と情報セキュリティ関連装置に関する規制項番の記述で、正しいものを次の中から選びなさい。なおここで装置とは実体のあるものとし、電子計算機上でプログラムにより機能を実現するものを含まない。

- ① 貨物等省令第 8 条は通信装置の貨物の規制で、貨物等省令第 9 条は情報セキュリティ関連装置の貨物の規制
- ② 輸出令別表第 1 の 9 の項と貨物等省令第 9 条とが、通信装置と情報セキュリティ関連装置の貨物の規制
- ③ 外為令別表の 9 の項と貨物等省令第 8 条とが、通信装置と情報セキュリティ関連装置の貨物の規制
- ④ 外為令別表の 9 の項と貨物等省令第 2 1 条とが、通信装置と情報セキュリティ関連装置の技術の規制
- ⑤ 貨物等省令第 8 条が、通信装置と情報セキュリティ関連装置の貨物の規制で、貨物等省令第 2 0 条が、通信装置と情報セキュリティ関連装置の技術の規制

## 問題 1 2

チャンネルの数が 1, 0 0 0 を超えるデジタル制御方式の無線受信機又はその部分品若しくは附属品に関し貨物等省令第 1 4 条第五号では次のように定めている。

この規制に基づく該非判定に、必要のないパラメーターをすべて選びなさい。

- ① 無線周波数範囲
- ② チャンネル切換え所要時間
- ③ 電磁波スペクトラムを自動的に走査する機能の有無
- ④ 民生用のセルラー無線通信に使用するように設計されたものであること
- ⑤ 受信信号を特定することができること

### 貨物等省令第 1 4 条第五号

チャンネルの数が 1, 0 0 0 を超えるデジタル制御方式の無線受信機（民生用のセルラー無線通信に使用するように設計したものを除く。）又はその部分品若しくは附属品であって、次のイからハまでの全てに該当するもの

- イ 電磁波スペクトラムを自動的に走査することができるもの
- ロ 受信信号又は送信波の種類を特定することができるもの
- ハ チャンネル切換え所要時間が 1 ミリ秒未満のもの



## 解答 1 1

正解 〔④〕

### 【解説 1 1】

輸出令別表第 1 の 9 の項と貨物等省令第 8 条とが、通信装置と情報セキュリティ関連装置の貨物の規制。外為令別表の 9 の項と貨物等省令第 2 1 条とが、通信装置と情報セキュリティ関連装置の技術の規制。

## 解答 1 2

正解 〔①〕

### 【解説 1 2】

②～⑤は規制の条文に記載されているパラメーターだが、①の無線周波数範囲は貨物等省令第 1 4 条第五号に基づく該非判定には必要のないパラメーターである。

### 問題 1 3

通信装置専用の測定装置等に関する規制について、貨物等省令第 8 条第六号、第七号、第八号の二及び運用通達の解釈では次のように定めている。

通信装置専用の測定装置等のうち、貨物等省令第 8 条第六号、第七号、第八号の二のいずれかに該当になるものを選びなさい。

- ① 貨物等省令第 1 4 条第五号の二に該当する簡易爆発装置 (IED) を事前に爆発させる無線送信装置専用の製造用の装置
- ② 貨物等省令第 8 条第二号に該当する貨物専用の修理用の装置であって、貨物の該当事由に係る修理ができるもの
- ③ 光ファイバーの試験装置
- ④ 1, 0 2 4 値を超える直交振幅変調技術を用いた無線送信機を保守するために必要な測定装置
- ⑤ 1, 0 2 4 値を超える直交振幅変調技術を用いた無線送信機を保守するために必要な測定装置だが、設計の用途にも用いることができるもの

#### 貨物等省令第 8 条第六号

第二号イ (二)、第 1 4 条第五号若しくは第五号の二に該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品

#### 貨物等省令第 8 条第七号

前号に掲げるもののほか、第一号、第二号、第四号若しくは第五号から第五号の五までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置 (光ファイバーの試験装置及び測定装置を除く。) 又はこれらの部分品若しくは附属品

#### 貨物等省令第 8 条第八号の二

次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置又はその部分品若しくは附属品 (第六号に該当するものを除く。)

ロ 無線送信機又は無線受信機であって、1, 0 2 4 値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(イは記載省略)

<解釈>伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置

設計以外の用途に用いることができるものを除く。

<解釈>貨物等省令第 8 条第六号、第七号及び第八号の二中の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置

他の用途に用いることができるものを除く。なお、測定装置、試験装置については、設計用、製造用以外のものを除く。

~~~~~

### 解答 13

正解 〔①〕

#### 【解説 13】

①は貨物等省令第8条第六号に該当である。

修理用の装置は規制されていないため、②は非該当である。

③は、規制から除外されている。

運用通達中の「伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置」の解釈に、「設計以外の用途に用いることができるものを除く。」とある。従って、使用（保守）の用途にも用いることができる④と⑤は、貨物等省令第8条第八号の二には該当しない。

また、貨物等省令第8条第八号の二が規制しているのは測定装置等がイ～ロの機能を有しているかでなく、イ～ロの機能を有する伝送通信装置・電子式交換装置の設計に用いる測定装置等である。

## 問題 1 4

通信装置の設計の技術の規制に関して、外為令別表の9の項(2)貨物等省令第21条第2項第三号の二では次のように定めている。

次の中から、貨物等省令第21条第2項に該当するものはいくつあるか答えなさい。なお、他の項番の該非は考慮しないものとする。

- A 「レーザー発振器を用いたアナログ伝送方式による帯域幅が10GHzの中継装置(テレビジョン放送用ではない)」を架(ベイ)に取付けるための金具の設計図面
- B 「2,048値の直交振幅変調技術を用いた無線受信機」の復調機能部を設計するためのプログラム
- C 「78MHz帯で適応型の干渉信号抑圧技術を用いて干渉信号を18dB抑圧することができる無線受信機」を設計するためのプログラム
- D 「光交換機能を有する電子交換装置」を製造するためのプログラム
- E 「国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用ではない)の60GHzで使用するよう設計した無線送信機」の設計に必要な技術情報を含む設計仕様書

- ① 1個
- ② 2個
- ③ 3個
- ④ 4個
- ⑤ 0個

### 貨物等省令第21条第2項第三号の二

伝送通信装置又は電子式交換装置であって、ロ(一)若しくは(五)若しくはニ(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ 削除

ロ レーザー発振器を用いたものであって、次のいずれかに該当するもの

(一)～(四) (略)

(五) アナログ伝送方式を用いたものであって、帯域幅が2.5ギガヘルツを超えるもの(テレビジョン放送(有線テレビジョン放送を含む)用の装置を除く。)

ハ 光交換機能を有するものであって、光信号の交換所要時間が1ミリ秒未満のもの

ニ 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

(一) 1,024値を超える直交振幅変調技術を用いたもの

(二) 31.8ギガヘルツを超える周波数で使用することができるもの(国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域(無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。)で使用するよう設計したものを除く。)

(三) 1.5メガヘルツ以上87.5メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであって、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、干渉信号を15デシベルを超えて抑圧することができるよう設計したもの

ホ～ヘ (略)

解答 1 4

正解 〔①〕

【解説 1 4】

Aは「必要な技術」でないから規制されない。

Bは、貨物等省令第21条第2項第三号の二が、ニ（一）を設計するためのプログラムを規制しているので該当する。

Cは、貨物等省令第21条第2項第三号の二が、ニ（三）を設計するためのプログラムを規制していないので該当しない。

Dは、貨物等省令第21条第2項第三号の二が、製造するためのプログラム全般を規制していないので該当しない。

Eは、貨物等省令第21条第2項第三号の二が、ニ（二）を設計するために必要な技術から「国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域（無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。）で使用するよう設計したもの」を除外しているので該当しない。



## 問題 15

設計・製造するために設計したプログラムの規制に関して、貨物等省令第 21 条第 1 項第五号、第六号では次のように定めている。

貨物等省令第 8 条第二号に該当する貨物がある。現状では貨物等省令第 8 条第二号のイ～ハのいずれに該当かがまだわかっていない。このとき、「その貨物を製造するために設計したプログラム」の該非判定の方法について、次の中から、正しいものを選びなさい。

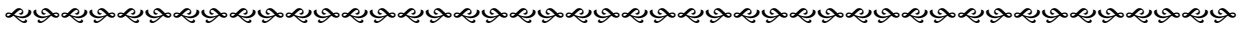
- ① 貨物等省令第 21 条第 1 項第五号か第六号に該当なので、両項番に該当とする。
- ② 貨物等省令第 21 条第 1 項第五号を、優先させて該当とする。
- ③ 貨物等省令第 21 条第 1 項第六号を、優先させて該当とする。
- ④ 対象貨物が、貨物等省令第 8 条第二号イ(二)に該当するか否かを調べ、貨物等省令第 21 条第 1 項第五号か第六号のどちらに該当かを必ず確定する必要がある。
- ⑤ 貨物等省令第 21 条第 1 項第五号と第六号は、どちらも「～を設計し、又は製造するために設計したプログラム」の規制であり、同種の規制であるから、こういう場合に限り、どちらか一つの項番に該当とすればよい。

貨物等省令第 21 条第 1 項第五号

第 8 条第二号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

貨物等省令第 21 条第 1 項第六号

第 8 条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム



## 解答 15

正解 〔④〕

### 【解説 15】

類似の規制であっても、該当項番を正確に確定する必要がある。これは、貨物の規制でも、技術の規制でも同じである。

包括許可の適用範囲など該非判定後の処理が、該当項番により変わってくるので、該当項番の正確な把握は不可欠である。

## 問題 16

外為令別表の9の項(1)、貨物等省令第21条第1項の規制について、次の中から正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 貨物等省令第8条第五号に該当する「フェーズドアレーアンテナ」を製造するために設計したプログラムは、貨物等省令第21条第1項第六号で規制される。
- B 貨物等省令第8条第五号に該当する「フェーズドアレーアンテナ」を製造するために設計したプログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)は、貨物等省令第21条第1項第二号で規制される。
- C 貨物等省令第8条第五号に該当する「フェーズドアレーアンテナ」の設計に必要な技術(プログラムを除く。)は、貨物等省令第21条第1項第十一号で規制される。
- D 貨物等省令第8条第六号に該当する「伝送通信装置の設計用の装置」を製造するために設計したプログラムは、貨物等省令第21条第1項第一号で規制される。
- E 貨物等省令第8条第六号に該当する「伝送通信装置の設計用の装置」の設計に必要な技術(プログラムを除く。)は、貨物等省令第21条第1項第二号で規制される。

- ① 4個
- ② 3個
- ③ 2個
- ④ 1個
- ⑤ 0個

### 貨物等省令第21条第1項

外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第8条第二号イ(二)に該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)
- 二 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラム及び前号に該当するものを除く。)

(中略)

- 五 第8条第二号イ(二)に該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

- 六 第8条第一号、第二号、第四号から第五号の五までのいずれかに該当するもの(前号に該当するものを除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

(中略)

- 十一 第五号のプログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)

(中略)

- 十三 第六号又は第八号のプログラムの設計、製造又は使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)

(後略)

~~~~~

## 解答 16

正解 〔④〕

### 【解説 16】

貨物等省令第21条第1項第十一号と第十三号の文中にある「第五号のプログラム」と「第六号又は第八号のプログラム」は、貨物等省令の条番号や項番号が書かれることなく号番号が記載されているので、自身の貨物等省令第21条第1項の号番号として読むという点に注意し、規制条文を読み込むことで解答が得られる。Aは正しい。B～Eは誤り。

## 問題 17

外為令別表の9の項(2)、貨物等省令第21条第2項の規制について、次の中から正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A プログラムの交換により、マルチモードの動作が可能となるように、その信号受信機能を変更可能なデジタルセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置の設計に係るプログラムは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- B 貨物等省令第8条第二号に該当する伝送通信装置の有する機能と同等の機能を提供するために設計したプログラムは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- C レーザーを用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ大気圏外との通信を行うことができる(水中との通信はできない)ものの設計に係る技術(プログラムを除く。)は、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- D 人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置を設計するためのプログラムは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- E 伝送通信装置の設計に係る技術(プログラムを除く。)であって、周波数ホッピングの設計に係るものは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。

- ① 4個
- ② 3個
- ③ 2個
- ④ 1個
- ⑤ 0個

### 貨物等省令第21条第2項

外為令別表の9の項(2)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 削除

二 第8条第一号、第二号、第四号から第七号まで又は第八号の二のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を提供するために設計したプログラム

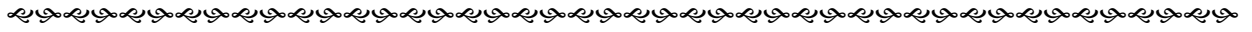
三 削除

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であって、ロ(一)若しくは(五)若しくは二(一)に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)

イ～ハ (略)



- 四 削除
- 五 人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）
- 六 レーザーを用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ、大気圏外又は水中との通信を行うことができるものの設計又は使用に係る技術（プログラムを除く。）
- 七 削除
- 八 削除
- 九 削除
- 十 削除
- 十一 プログラムの交換により、マルチバンド、マルチチャンネル、マルチモード、マルチコーディングアルゴリズム又はマルチプロトコルの動作が可能となるように、その信号受信機能を変更可能なデジタル方式のセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）
- 十二 削除
- 十三 削除
- 十四 伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）であって、スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）の設計に係るもの



(MEMO)

~~~~~  
**解答 17**

正解 〔②〕

**【解説 17】**

- Aは、貨物等省令第21条第2項第十一号がプログラムを規制していないため誤り。
- Bは、貨物等省令第21条第2項第二号に該当であり正しい。
- Cは、貨物等省令第21条第2項第六号に該当であり正しい。
- Dは、貨物等省令第21条第2項第五号がプログラムを規制していないため誤り。
- Eは、貨物等省令第21条第2項第十四号に該当であり正しい。



## 問題 18

次の中から、貨物等省令第21条第2項第三号の二に該当するものは、いくつあるか答えなさい。

- A 1,024 値の直交振幅変調技術を用いた無線送受信機を設計するためのプログラム
- B 2,048 値の直交振幅変調技術を用いた無線送受信機を製造するためのプログラム
- C 2,048 値の直交振幅変調技術を用いた無線送受信機を設計するためのプログラムの、設計に必要な技術を記載した設計仕様書
- D 国際電気通信連合が無線通信用（無線測位用ではない）に割り当てた周波数帯域の 47.1GHz で使用するように設計した無線送信機の、設計に必要な技術を記載した設計仕様書
- E 76.5MHz の周波数で使用することができる無線受信機であって、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、干渉信号を 19 デシベル抑圧することができるように設計したもの

- ① 4 個
- ② 3 個
- ③ 2 個
- ④ 1 個
- ⑤ 0 個

### 貨物等省令第21条第2項第三号の二

伝送通信装置又は電子式交換装置であって、ロ（一）若しくは（五）若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

（中略）

ニ 無線送信機又は無線受信機であって、次のいずれかに該当するもの

- （一）1,024 値を超える直交振幅変調技術を用いたもの
- （二）31.8 ギガヘルツを超える周波数で使用することができるもの（国際電気通信連合が無線通信用に割り当てた周波数帯域（無線測位用に割り当てた周波数帯域を除く。）で使用するように設計したものを除く。）
- （三）1.5 メガヘルツ以上 87.5 メガヘルツ以下の周波数範囲で使用することができるものであって、適応型の干渉信号抑圧技術を用いたもののうち、干渉信号を 15 デシベルを超えて抑圧することができるように設計したもの

（以下略）



## 解答 18

正解 〔5〕

### 【解説 18】

貨物等省令第21条第2項第三号の二は以下のものを規制しない。

A : 1,024 値以下の直交振幅変調技術

B : 製造するためのプログラム

C : プログラムの設計に必要な技術

D : 無線通信用に割り当てた周波数帯域（一部除外あり）で使用するよう設計した装置の技術

E : 貨物

## 問題 19

運用通達において規定されている輸出令別表第1の解釈を要する語のうち、9の項の用語の解釈として誤っているものを選びなさい。

- ① 対称鍵の長さが五六ビットを超えるものには、奇偶検査のため付加されるパリティビットは含まない。
- ② 伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置には、設計以外の用途に用いることができるものは含まれない。
- ③ 伝送通信装置には、終端装置、中継装置、符号を変換する装置、多重化装置、モデム、多重変換装置、蓄積プログラム制御方式による回線の切換え機能を有する装置、ゲートウェイ、ブリッジ、メディアアクセスユニット、無線送受信機及び音波（超音波を含む。）を搬送波とする水中通信装置を含む。
- ④ スペクトル拡散とは、絶対的に広い通信チャンネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。
- ⑤ 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーには、特定の機能を有するように専用設計された計算機能を有する装置又はサーバーは含まれない。



## 解答 19

正解 [④]

### 【解説 19】

運用通達の解釈 [9の項] より、

- ① 「対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの」、
- ② 「伝送通信装置若しくは電子式交換装置の設計用の装置」、
- ③ 「伝送通信装置」、
- ④ 「スペクトル拡散」とは、「相対的に狭い通信チャンネルにおけるエネルギーを、より広いエネルギースペクトルへと拡散させる技術をいう。」とある。
- ⑤ 「汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバー」に関するものである。

## 問題 20

輸出令別表第1の9の項(7)貨物等省令第8条第九号の暗号装置に関する以下の記述において、正しいものを選びなさい。

- ① ハッシュアルゴリズムは、不定長の入力データから固定長のデータ(ハッシュ値)を生成するが、逆変換によって出力値から入力値を導くことができないため、暗号アルゴリズムではない。
- ② 使用者によって暗号機能を変更できない著作権が保護された映像データの複製を管理する機能を有する装置は、該当暗号機能を有していても貨物等省令第8条第九号イに非該当であるが、その装置に専用設計された暗号集積回路を単独で輸出する時は、当該集積回路は輸出令別1の9の項(7)の暗号装置として該当である。
- ③ 東京にあるA大学の、個人情報の保護に限定して使用する該当暗号機能があるスマートカード型学生証(暗号機能は使用者によって変更できない)は、輸出令別1の9の項(7)の暗号装置としては該当である。
- ④ 3DES(対称アルゴリズム 168ビット)を認証に、RSA(素因数分解に基づく非対称アルゴリズム 512ビット)を対称鍵の配送に、DES(対称アルゴリズム 56ビット)をデータ秘匿に用いる通信装置は輸出令別表第1の9の項(7)に該当である。
- ⑤ 親機と子機の間で3DES(対称アルゴリズム 168ビット)の秘匿通話ができる電波の到達する最大距離が200メートルのコードレスホンにおいて、子機間で直接、DES(対称アルゴリズム 56ビット)で秘匿された通話ができるコードレスホンは暗号の除外規定が使用できず輸出令別表第1の9の項(7)に該当となる。

解答 20

正解 [①]

【解説 20】

① 正しい。

② 誤り。

③ 誤り。

暗号装置の除外規定、貨物等省令第8条第九号イ（五）参照。

④ 誤り。

⑤ 誤り。暗号装置の除外規定、貨物等省令第8条第九号イ（八）「コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置であって、コードレス電話機端末と家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での電波到達最長実効距離が400メートル未満のもの」とある。子機間で直接、非該当のDES（対称アルゴリズム 56ビット）を使用したとしても、この規定に言う暗号機能には含まれない。

## 問題 2 1

外為令別表の 9 の項 (1) の暗号に関する技術の該非判定について、正しいものを選びなさい。

- ① 該当の暗号機能を有するが、貨物等省令第 8 条第九号イ (五) から (十三) まで、及び貨物等省令第 8 条第九号への規制除外項目に相当し非該当の貨物がある。この貨物専用のプログラムのソースコードを、貨物は非該当なので貨物等省令第 2 1 条第 1 項が判定対象ではないと考え、非該当と判定した。
- ② 該当暗号機能を実現した集積回路を製造した。この集積回路の暗号機能の詳細説明、実装する情報、装置プログラムから集積回路を使用するプログラミング方法等を記述した資料を顧客に提供する際、貨物等省令第 2 1 条第 1 項第三号で判定した。
- ③ 該当暗号をプログラムで実現する、実行コードが特殊な通信装置 (貨物等省令第 8 条第九号に該当の貨物) 用に、その暗号プログラムのコンパイラを開発した。コンパイラは海外の問題の無い顧客へ提供するので、非該当と判定した。
- ④ 該当の暗号アルゴリズムを実現するプログラムの詳細設計仕様書は貨物等省令第 2 1 条第 1 項第三号に該当である。
- ⑤ 該当暗号機能を有する暗号アルゴリズムをプログラムで実現した場合、そのプログラムは貨物等省令第 8 条第九号の暗号貨物ではないため、外為令別表の 9 の項に非該当である。

### 貨物等省令第 2 1 条第 1 項

外為令別表の 9 の項 (1) の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 (略)

二の二 第 8 条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)

三 第 8 条第九号から第十二号までのいずれかに該当するものの使用に必要な技術 (プログラムを除く。)

四~六 (略)

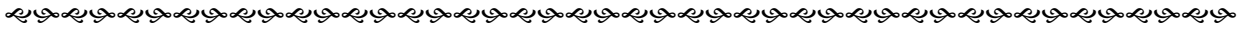
七 第 8 条第九号から第十一号まで又は本項第九号のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計したプログラム

八 (略)

八の二 第 8 条第九号から第十一号まで又は次号のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラム

九 プログラムであって、第 8 条第九号イ若しくはハからホまで、第十号又は第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの (第 8 条第九号イ又はハからホまでに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたものうち、その機能が、操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。)

十 削除



十一 (略)

十一の二 (略)

十二 第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

十二の二 第七号、第八号の二又は第九号のプログラムの使用に必要な技術（プログラムを除く。）

十三 (略)

十四 削除

十五 削除

十六 (略)

十七 (略)





(MEMO)

~~~~~

## 解答 2 1

正解 [②]

### 【解説 2 1】

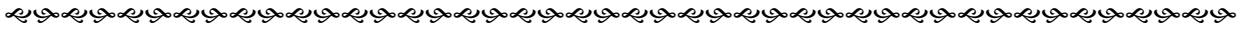
- ①誤り。ソースコードは他に転用できる汎用の技術であるため、非該当貨物専用のプログラムとはならない。よって、貨物等省令第 2 1 条第 1 項での判定が必要。
- ②正しい。
- ③誤り。該非判定は、顧客による判定ではなく、技術（プログラムを含む）の仕様により判定する必要がある。
- ④誤り。この詳細設計仕様書はプログラムの設計に必要な技術であり、貨物等省令第 2 1 条第 1 項第十二号が判定対象条文である。第三号は貨物の使用に必要な技術を規制している。
- ⑤誤り。該当暗号機能を有する暗号プログラムは、貨物等省令第 2 1 条第 1 項第九号で規制しており、外為令別表の 9 の項（1）で該当となる。



## 問題 2 2

暗号アルゴリズムの説明・定義として、正しいものを次の中から選びなさい。

- ① 非対称アルゴリズムとは、暗号化と復号の両方に数学的に関連性を有する同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはR S Aが挙げられる。
- ② 対称アルゴリズムとは、暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはR S Aが挙げられる。
- ③ 対称アルゴリズムとは、暗号化と復号に別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはD E Sが挙げられる。
- ④ 非対称アルゴリズムとは、暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはD E Sが挙げられる。
- ⑤ 非対称アルゴリズムとは、暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはR S Aが挙げられる。



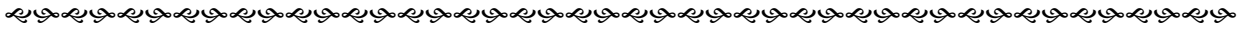
## 解答 2 2

正解 [⑤]

### 【解説 2 2】

暗号アルゴリズムは、一般的に対称アルゴリズムと非対称アルゴリズムに大別される。対称アルゴリズムは、暗号化と復号の両方に同一の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはDES、AES、RC4が挙げられる。

非対称アルゴリズムは、暗号化と復号に数学的に関連性を有する別々の鍵を使用する暗号アルゴリズムのことであり、代表例としてはRSA、Diffie-Hellmanが挙げられる。



### 問題 2 3

次の暗号装置のうち、貨物等省令第 8 条第九号イ（五）～（十三）では規制除外されないものを選びなさい。

- ① WOWOWやスカパー等の受信用のセットトップボックス
- ② コピー防止機能付きのDVDプレーヤ
- ③ 銀行業務用の現金自動預金支払機（ATM）
- ④ 子機間で規制該当の暗号を用いた秘話通信ができる民生用の携帯用電話機端末
- ⑤ 子機間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置（電波到達距離 400m 未満）

~~~~~

## 解答 23

正解 [①、②、④]

### 【解説 23】

- ①、②は、データの機密性確保のための暗号機能でないため規制されない。
- ③のATMは、貨物等省令第8条第九号イ（六）により規制除外される。
- ④の民生用携帯電話機端末は、貨物等省令第8条第九号イ（七）に記載があるが、子機間で規制該当の暗号を用いて秘話通信ができるので規制除外されない。
- ⑤の子機間での暗号化機能を有しないコードレス電話装置（電波到達距離 400m 未満）は貨物等省令第8条第九号イ（八）により規制除外される。

## 問題 2 4

次の中から、正しいものを選びなさい。

- ① 貨物等省令第 8 条第九号イ（五）で規制除外されるスマートカード用リーダライタ用に使用するように特別に設計した 3DES 機能内蔵の集積回路を単独で輸出する場合、当該暗号集積回路も非該当と判定をしてよい。
- ② 内蔵されている全ての暗号部分品が、貨物等省令第 8 条第九号へ（一）の規制除外の要件を満たす部分品（市販暗号装置）から構成される市販前のパーソナルコンピュータ（P C）を判定する場合、当該 P C は市販前なので、貨物等省令第 8 条第九号へ（一）の規制除外は適用できない。
- ③ 暗号非該当の DES の機能を持つ汎用集積回路を 3 個使用して、暗号該当の 3DES 機能内蔵の製品を設計した。その 3 DES 内蔵製品を海外生産する為に、DES の機能を持つ汎用集積回路を単体で輸出する場合、暗号該当貨物の部分品であるので暗号該当の判定をした。
- ④ 暗号ルーター（3DES、AES の暗号機能付）の専用電源は暗号装置の専用部分品であるので輸出令別表第 1 の 9 の項（7）該当である。
- ⑤ ワンチップマイコンに 3DES の暗号機能が入っているが、ワンチップマイコンは 7 の項の汎用集積回路で該非判定すれば良い。

## 問題 2 5

暗号機能を有するスマートカードのうち、特定の装置に限定して使用されるものは、ある条件を満たすと規制されず非該当であるが、ここでいう特定の装置として誤っているものを選びなさい。

- ① コードレス電話機端末
- ② 無線パーソナルエリアネットワークに用いられる装置
- ③ ルーター
- ④ 銀行業務又は決済用に設計した装置
- ⑤ 情報を伝達する信号の漏えい防止用に設計した装置

## 解答 24

正解〔①〕

### 【解説 24】

- ① 当該集積回路は貨物等省令第8条九号イ（五）で規制除外される暗号装置に専用設計された暗号機能を実現するための部分品であるので、貨物等省令第8条九号イ（五）で規制除外される。
- ② 貨物等省令第8条第九号へ（一）の規制除外の要件を満たす市販暗号装置（部分品）のみから構成されるPCであるので、当該PCは市販前であっても非該当と判定できる。
- ③ 暗号非該当のDESの機能を持つ汎用集積回路単体は、結果的に3DESの装置に用いられるとしても、該非判定は変わらず、暗号集積回路非該当となる。
- ④ 電源は、ルーターの“暗号機能を実現するための部分品”ではないので、暗号装置の該当となる専用部分品ではない。
- ⑤ 暗号機能がある集積回路は、輸出令別表第1の9の項（7）で判定する必要がある。

## 解答 25

正解〔③、⑤〕

### 【解説 25】

貨物等省令第8条第九号イ（五）では、スマートカードであって、「第8条第九号イ（五）1の一のイ～ハいずれかを適用して非該当の暗号装置に限定されて使用するものであって、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの」が規制除外されることを規定している。①、②、④はいずれも「第8条第九号イ（五）1ハ」で規定される第8条第九号イ（六）～（十）の暗号装置であるため、第8条第九号イ（五）で規制除外される。③の装置は第8条第九号イ（十二）、⑤の装置は第8条第十号で規制されるため、第8条第九号イ（五）で規制除外されるものではない。



## 問題 26

貨物等省令第8条第九号イ（五）1二における、暗号機能を有するスマートカードを規制除外するための条件として誤っているものを選びなさい。

- ① 個人情報又は団体情報に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであること
- ② 他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないものであること
- ③ 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報の保護のためのみ使用するものであること
- ④ 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、又は当該スマートカードに記録された個人情報又は団体情報に係る情報の認証のために使用するものであること
- ⑤ 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカードの有する暗号機能を変更することができないものであること

## 問題 27

貨物等省令第8条第九号イ（五）1二に規定される「個人情報」又は「団体情報」に含まれないものを選びなさい。

- ① 特定の団体に係る情報であって、認証に用いられるもの
- ② 氏名
- ③ 特定の個人に係る情報であって、金銭債権に係るもの
- ④ 生年月日
- ⑤ 特定の団体に係る情報であって、著作権保護に用いられるもの

## 問題 28

次の中から、貨物等省令第8条第九号への規制除外及び無償告示の適用に関して正しいものを選びなさい。

- ① 秋葉原の電気店（又は販売店）で売られている暗号製品は、市販されていることが明らかなので無条件で貨物等省令第8条第九号へ（一）を適用してよい。
- ② 貨物等省令第8条第九号へ（一）を適用できる市販の暗号製品のために設計されたIC（規制値を超える鍵長の暗号アルゴリズムを搭載しているもの）は、単体で市販されていないと、無条件で貨物等省令第8条第九号へ（二）を適用してよい。
- ③ 海外出張の際に本人用として該当の暗号製品を持ち出し、持ち帰る場合は無償告示を適用してもよい。
- ④ たとえ客観要件に該当する輸出取引であっても、貨物等省令第8条第九号へ（一）または（二）の要件を満たしていれば、輸出許可は不要であると判断してよい。
- ⑤ 貨物等省令第8条第九号へ（一）の要件を満たす無線LANモジュールの暗号機能に若干変更を加えて携帯電話に組み込む場合、携帯電話に対しても貨物等省令第8条第九号へ（一）を適用してよい。

解答 26

正解〔②〕

【解説 26】

①及び③～⑤は、貨物等省令第8条第九号イ（五）1二における規制除外の条件であるが、②のみ、貨物等省令第8条第九号イ（五）1一における条件となる。

解答 27

正解〔⑤〕

【解説 27】

貨物等省令第8条第九号イ（五）1二の「個人情報」又は「団体情報」において、①～④は規定されているが、⑤は規定されていない。

解答 28

正解〔③〕

【解説 28】

貨物等省令第8条第九号へが適用できる場合は、第九号へ（一）または（二）に示す要件をすべて満たす場合である。

- ① 市販されていれば無条件で貨物等省令第8条第九号へ（一）の適用可となっているので誤り。
- ② 親貨物のために設計されていれば無条件で貨物等省令第8条第九号へ（二）の適用可となっているので誤り。
- ③ 正しい。無償告示第二号5で規定されている。
- ④ キャッチオール規制は非該当品に対する規制であり、客観要件に該当している取引は輸出許可が必要である。よって誤り。
- ⑤ 製品に組み込む際に貨物等省令第8条第九号へ（一）が適用可能な無線LANモジュールの暗号機能に一部変更を加えているため誤り。

## 問題 29

次の中から、正しいものを選びなさい。

- ① 磁気テープメディアに書き込まれた暗号プログラムは、磁気テープメディアが貨物として非該当なのでプログラムも非該当である。
- ② フラッシュメモリに書き込まれた暗号プログラムは、フラッシュメモリを輸出令別表第1の7の項(1)の集積回路で判定し、その該非に従う。
- ③ CD-ROMに書き込まれた暗号プログラムは、CD-ROMが貨物として非該当であっても、プログラムとして該非判定する必要がある。
- ④ 市販のノートパソコンに内蔵されている暗号プログラムは、公知なので該非判定は不要である。
- ⑤ 紙にプリントアウトされた暗号プログラムのソースコードは、電磁的記録ではないので該非判定しなくてもよい。

~~~~~

## 解答 29

正解 〔③〕

### 【解説 29】

暗号プログラムは機能で判定するもので、プログラムを提供する形態で判定するものではない。

従って、磁気テープメディア、フラッシュメモリ、CD-ROM、紙など、暗号プログラムが書き込まれている媒体に拘わりなく、暗号プログラムとしての該非判定を行う。

④の場合、「市販品のノートパソコンに内蔵されている」ことだけをもって“公知”ということはできず、貿易外省令第9条第2項第九号は適用できない。

### 問題 30

次の暗号プログラムに関する『貿易外省令第9条の特例』又は『役務通達の外為令別表の解釈を要する語の9の項「貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム（第七号又は第八号の二にあつては第8条第九号又は第21条第1項第九号（第8条第九号に係るものに限る。））に限り、第九号にあつては第8条第九号に係るものに限る。）」（以下、「市販暗号プログラム」と称す）の規制除外に関する記述のうち、誤っているものの数を答えなさい。

- A 「輸出令別表第1 16の項に該当するオーディオ製品」の製造装置に、市販暗号プログラムの要件を満たす暗号機能付きブラウザソフトを、何ら変更を加えず組み込んだ。このオーディオ製品の製造装置が市販されていない場合、オーディオ製品の製造装置に内蔵される暗号機能付きブラウザソフトは、市販暗号プログラムとして規制除外できない。
- B 輸出令別表第1 9の項（7）に該当する暗号装置に内蔵された暗号機能該当プログラム（貨物等省令第21条第1項第九号に該当。但し当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであつて、いかなる形でもソースコードが提供されないもの）を、当初暗号装置を輸出するときに輸出許可を取得し輸出した。このとき内蔵プログラムは貿易外省令第9条第2項第十四号ハを適用し役務提供許可不要で提供した。後日当該プログラムに不具合が発生したので、当初の仕様性能と同じ範囲で修正を施しプログラムのみを同一提供先に提供する。この場合貿易外省令第9条第2項第十四号二（一）が適用でき役務取引許可不要である。
- C 暗号機能該当（貨物等省令第21条第1項第九号に該当）であるが公知のソースプログラム（貿易外省令第9条第2項第九号二に該当）を何ら変更を加えずコンパイルしてオブジェクトコードに変換し特定顧客専用プログラムに組み込んだ。当該特定顧客専用プログラムの暗号機能は当該公知のソースプログラムのみで実現するが、組み込み後のオブジェクトプログラムは公開しない。この場合オブジェクトコードが公開されていないので、暗号機能該当部分においても公知の特例は使用できない。
- D 海外の子会社に市販暗号プログラムの要件を満たす市販の暗号プログラムを無償で提供する場合、販売する形態でないため、市販暗号プログラムの規制除外は適用できない。
- E 暗号プログラムのオブジェクトコードは、不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするためであれば許可を受けずにWeb公開してよいが、ソースコードの場合は暗号機能が変更できるので許可を受けずにWeb公開はできない。

- ① 1個
- ② 2個
- ③ 3個
- ④ 4個
- ⑤ 5個
- ⑥ 0個

## 解答 30

正解 〔4〕

### 【解説 30】

Aは、市販暗号プログラムの要件を満たすブラウザソフトを何ら変更を加えず装置に組み込んでいるのであれば、市販暗号プログラムの規制除外の要件を満たすものと判断できる。

Bは、貿易外省令第9条第2項第十四号ニの「役務取引許可を受けて提供してプログラム」には、許可不要の特例を適用して提供したプログラムも含まれるため許可不要となる。経済産業省パブリックコメント：結果公示案件詳細 案件番号 595112031 参照。  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595112031&Mode=2>

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に関する意見募集の結果について（平成24年7月19日）の「結果」19番「ご意見に対する考え方」。

Cは、公知の暗号該当ソースプログラムをコンパイルしたオブジェクトコードは、公知であり許可不要。

また、公知のプログラムの暗号機能を変更せず組み込んだプログラムも公知として許可不要となる。

Dは、市販暗号プログラムはそれを無償で非居住者に提供した場合でも市販暗号プログラムの規制除外が適用できる。

Eは、誰でも制限なく、無償で入手できるようにするためのWeb掲載に対しては、「役務通達1（3）用語の解釈 サ」により、取引の相手方の合意に関係なくできるため取引に当たらず、また「役務通達1（2）（例えば、電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。）」により、許可を受けなければならない特定記録媒体等輸出の範囲に当たらないことから、役務取引許可の対象外となる。

したがって、A、C、D、Eは、誤り。Bのみ正しい。

### 問題 3 1

次の中から、貿易外省令第9条第2項第九号でいう「公知の技術」に関して適切でないものの数を答えなさい。

- A 街の電気店等（または販売店）で一般的に販売されている暗号プログラム
- B 不特定多数の者に対して公開されているインターネットのホームページにソースコードが記載されているプログラム
- C 雑誌に掲載されていた技術情報
- D 一般に市販されている該当の装置の取扱説明書。
- E 社外向けホームページで一般・不特定多数の者に対して公開している暗号製品のトレーニングテキスト

- ① 1個
- ② 2個
- ③ 3個
- ④ 4個
- ⑤ 5個
- ⑥ 0個

### 問題 3 2

次のうち暗号技術として貿易外省令第9条第2項の特例（許可を要しない役務取引）を適用できないものの組み合わせを一つ選びなさい。

- A 公知のソースプログラムの一部に手を加え、独自の暗号機能を盛り込んだ非公開である該当の暗号プログラム
- B 一般公開の展示会で配布する暗号集積回路の販売カタログ
- C インターネットのホームページで暗号プログラムのアルゴリズムが公開されている該当の暗号プログラム
- D 不特定多数の者に対して公開されているインターネット上のホームページからダウンロードした無償の暗号プログラム
- E 非公開の国際学会シンポジウムで発表された該当の暗号プログラム

- ① AとE
- ② AとCとE
- ③ BとD
- ④ CとE
- ⑤ E

### 解答 3 1

正解 〔②〕

#### 【解説 3 1】

- Aは、役務通達の外為令別表中の解釈を要する語の市販暗号プログラムに関するものであり公知の技術に関するものではない。
- Bは、貿易外省令第9条第2項第九号イ、ニが適用でき公知プログラムである。
- Cは、貿易外省令第9条第2項第九号イにより公知である。
- Dは、公知とはいえない。
- Eは、貿易外省令第9条第2項第九号イにより公知である。

したがって、「公知の技術」として適切でないのは、AとD。

### 解答 3 2

正解 〔②〕

#### 【解説 3 2】

- 暗号技術で規制されるかどうかは、貿易外省令第9条と役務通達を参考にするとよい。
- Aは、公知のソースプログラムを変更し、変更後のプログラムは非公開であるため、公知技術とは言えない。
- Bは、一般に「公知」の技術情報であり規制されない。
- Cは、暗号プログラムのアルゴリズムがインターネットのホームページ等で公開されているからと言って、当該アルゴリズムに基づいて製造されたプログラムは公知とはならない。
- Dは、不特定多数の者に対して公開されているインターネット上のホームページから自由にダウンロードできるプログラムは、貿易外省令第9条第2項第九号により役務許可の対象から除かれており規制されない。
- Eの非公開のシンポジウムは、不特定多数の者に対して公開されていないので、貿易外省令第9条第2項第九号は適用できず、該当の場合は役務取引許可が必要である。

したがって、貿易外省令第9条第2項の特例が適用できないのは、AとCとE。



### 問題 3 3

暗号プログラムに関する次の記述のうち、正しいものの数を答えなさい。

- A 暗号プログラムであって暗号の鍵長を選択できる場合は暗号機能を変更できることになるので、市販暗号プログラムの規制除外は適用できない。
- B 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が必要であるように設計されている仕様の市販の暗号プログラムは、市販暗号プログラムの規制除外が適用できない。
- C 市販の暗号プログラムのセット製品をベースに販売店の人が出荷する時に顧客の指定により、必要な暗号プログラムを選択してサブセットとして販売する場合は個々の顧客専用となる為、一般顧客用と異なり市販暗号プログラムの規制除外は適用できない。
- D 暗号機能が使用者によって変更できない暗号プログラムで、かつ、ユーザーマニュアルを見ながら顧客が自分でインストールができるソフトを市販している。パソコン初心者用のサービスでインストールへの質問対応、支援の体制をとっているため、販売店支援が不要なプログラムとならないため、市販暗号プログラムの規制除外は適用できない。
- E 市販暗号プログラムの規制除外が適用できる製品組込み用暗号プログラムを購入し、ローエンドルータ製品の専用プログラムの中に組み込みを行った。この専用プログラムは組込み用プログラム以外の暗号機能はない。その専用プログラムは市販暗号プログラムの規制除外が適用できる。

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個
- ⑥ 0 個

### 解答 3 3

正解 〔②〕

#### 【解説 3 3】

Aは、メーカーがあらかじめ提供している暗号機能を選択する場合であり「暗号機能が使用者により変更できないもの」に該当する。したがって、その他の要件を満たすならば、市販暗号プログラムの規制除外の適用が可能である。

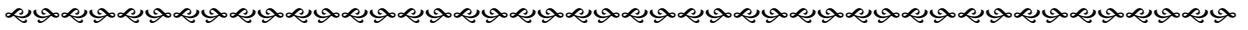
Bは、「当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの」とはならないため、市販暗号プログラムの規制除外の適用はできない。

Cは、個々のサブセットが販売されていなくとも全体のセットが販売されているので市販暗号プログラムの規制除外の対象となる。

Dは、販売店等の支援が必要ないようにマニュアル等を付けて販売していると考えられるため市販暗号プログラムの規制除外は適用できる。

Eは、市販暗号プログラムの規制除外が適用できる暗号プログラムを組み込んだプログラムは、この組み込んだプログラム以外に暗号機能がなければ、市販暗号プログラムの規制除外が適用できる。

したがって、BとEが正しい。



### 問題 3 4

伝送通信機能で非該当、暗号機能で該当の装置に関する技術のうち、暗号装置の「設計」、「製造」、「使用」に必要な技術として規制されるものの数を答えなさい。

- A 装置全体の外観図
- B 該当暗号アルゴリズム処理のある一部分を含んでいる回路図
- C 伝送通信機能部分の回路図
- D 装置全体の取扱説明書（暗号機能の記述はなし）
- E 暗号 I C の動作環境や電気的入出力インターフェース条件だけが記載された資料

- ① 1 個
- ② 2 個
- ③ 3 個
- ④ 4 個
- ⑤ 5 個
- ⑥ 0 個

~~~~~

### 解答 3 4

正解 〔①〕

#### 【解説 3 4】

貨物等省令第 2 1 条第 1 項第二号の二、第三号参照。

外為令の役務通達用語の解釈では、「必要な技術」とは、「規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。」と定義されており、これをもとに判断することになる。

B は、一部分のみとはいえ、該当の暗号アルゴリズム処理を実現する部分を含んでいる回路図であるため、該当の暗号装置の設計に「必要な技術」となり、規制される。

B 以外は、暗号機能と関係のない内容が記載された資料であるため、該当の暗号装置に「必要な技術」とはならず、規制されない。

### 問題 35

暗号貨物の設計・製造・測定用の装置に関する規制について、貨物等省令第8条第十二号では次のように定めている。

伝送通信装置（暗号機能を含む）に専用設計された測定装置の該非判定で正しいものの数を答えなさい。

- A 伝送通信装置なので貨物等省令第8条第十二号で判定する必要はない。
- B 伝送通信装置が9の項（1）で該当の場合に貨物等省令第8条第十二号で判定する。
- C 伝送通信装置が9の項（1）で非該当の場合にのみ貨物等省令第8条第十二号で判定する。
- D 暗号機能に係わらない機能のみを評価・検証する測定装置の場合は貨物等省令第8条第十二号の判定は不要である。
- E 評価・検証機能が伝送通信装置の暗号機能に係わる場合は、貨物等省令第8条第十二号で判定する。

- ① 1個
- ② 2個
- ③ 3個
- ④ 4個
- ⑤ 5個
- ⑥ 0個

#### 貨物等省令第8条第十二号

第九号から前号までのいずれかに該当する貨物の設計用の装置若しくは製造用の装置又は第九号から前号までのいずれかに該当する貨物が有する情報システムのセキュリティ管理機能（第21条第1項第七号、第八号の二又は第九号のいずれかのプログラムが有する機能を含む。）を評価し、若しくは検証するための測定装置

~~~~~

## 解答 35

正解 〔②〕

### 【解説 35】

専用測定装置の該非判定は、その装置が測定対象とする貨物の該非判定結果により決まる。暗号機能を含む伝送通信装置を対象とする専用の測定装置については、暗号機能以外は9の項（6）貨物等省令第8条第六号、第七号、第八号の二で判定し、暗号機能は9の項（11）貨物等省令第8条第十二号で判定する。

測定対象の伝送通信装置が9の項（7）に該当の場合、その暗号機能を評価・検証するような専用の測定装置であれば貨物等省令第8条第十二号で判定し、該当となる。

なお、暗号機能を含む伝送通信装置を評価・検証するために専用設計された測定装置であっても、暗号機能に係わらない機能のみを評価・検証するものについては、貨物等省令第8条第十二号の判定は不要である。

したがって、A、B、Cは誤り、D、Eは正しい。

### 問題 36

<平成25年2月の出題問題を一部改訂>

輸出令別表第1の9の項に関して、次のAからDについて、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下記の①から⑤までの中から1つ選びなさい。

- A 伝送通信装置、通信用の光ファイバー、暗号装置には、使用することができる温度の範囲に関する規制がある。
- B 民生用の携帯用電話機端末は、スペクトル拡散技術を用いた無線送受信機であっても、出力が250mWであれば、貨物等省令第8条第二号イ(二)のスペクトル拡散に関する規制には非該当である。
- C 民生用の携帯用電話機端末は、情報の秘匿目的で暗号機能を有している。その端末のユーザーズマニュアルには、ボタンや画面の操作方法などは詳しく記載されているが、暗号機能を有していることやその暗号機能の詳細、さらにその暗号機能の使い方などは一切記載されていないことが多い。このように端末の利用者に対して、暗号に関する情報を一切知らせなければ、当該携帯用電話機端末は、貨物等省令第8条第九号イ柱書にある「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。」に当てはまらないため、暗号装置に関する規制には非該当である。
- D ネットワークにつなげて使用するプリンタ装置は、情報の送信・受信機能を必ず有しており、その送信・受信機能部に暗号機能を用いていれば、貨物等省令第8条第九号イ(二)に当てはまり、他の規制除外が適用できないと規制される。

- ① A○-B○-C×-D×
- ② A○-B×-C○-D○
- ③ A×-B○-C×-D×
- ④ A×-B○-C○-D○
- ⑤ A×-B×-C×-D×

解答 36

正解「③」

【解説 36】

- A 誤り。暗号装置には、使用することができる温度の範囲に関する規制はない。暗号装置は省令第8条第一号の規制の対象外である。
- B 正しい。省令第8条第二号イ(二)では、出力が1W以下のものは除かれる。
- C 誤り。使用者に暗号機能の有無を知らしめているか否かには関係なく、使用者が暗号機能を使うように設計したものは、省令第8条第九号イ柱書にある「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。」には当てはまる。
- D 誤り。プリンタの主たる機能は「印刷機能」であり、「印刷機能」は省令第8条第九号イ(一)～(三)の機能には当たらない。又、搭載されている暗号機能が、その「印刷機能」を支援するためだけに用いられていれば同号イ(四)1の要件を満たさないため、イ(四)には当たらない。従って、同号イには当たらないため規制されない。



### 問題 37

<平成25年2月の出題問題を一部改訂>

輸出令別表第1の9の項(7)、貨物等省令第8条第九号の暗号装置及び外為令別表の9の項(1)、貨物等省令第21条第1項に関する以下の記述において、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下記の①から⑤までの中から1つ選びなさい。

- A 行政機関がサービスを行うため、その地域の住人にスマートカード型の身分証明書を発行している。行政機関が身分証明書を発行する際、住人の個人情報を秘匿するため暗号化して書き込むが、当地域の住人であることを示す情報には、スマートカードのライターが提供する特別な暗号を選択して使用している。このケースでは、スマートカードを使用する人が暗号機能を変えているので、この身分証明書は輸出令別表第1の9の項(7)の暗号装置に該当である。
- B 携帯端末販売会社から店頭で販売されている民生用のスマートフォンを購入した。添付のマニュアルには、WEB接続を介しSSLにより暗号化されたデータを伝送できると記載があるので、輸出令別表第1の9の項(7)に該当であると判定した。
- C 製品仕様としては暗号機能を有しないが、該当の暗号機能を有する汎用のLSIチップを搭載している装置がある。製造者は暗号インターフェースを公開しておらず、使用者がこのLSIチップの暗号機能を使用できない場合、貨物等省令第8条第九号イの規制要件に当てはまらないため、この装置は輸出令別表第1の9の項(7)に非該当である。
- D 稼働状態を遠隔地から管理するための機能が組込まれたサーバーがあり、この機能にのみ暗号を使用している。暗号が非公開で独自仕様のものであったとしても、サーバーの管理のみに使用しているので、貨物等省令第8条第九号イ(十三)の規制除外が適用できる。

- ① A○-B○-C×-D×
- ② A○-B×-C○-D○
- ③ A×-B○-C×-D×
- ④ A×-B○-C○-D○
- ⑤ A×-B×-C○-D×

解答 37

正解 [⑤]

【解説 37】

- A 誤り。省令第8条第九号(五)1二の全ての要件を満たしているので規制除外できる。
- B 誤り。省令第8条第九号へ(一)の3つの要件を満たしていれば、市販暗号貨物として規制除外の適用が可能である。
- C 正しい。省令第8条第九号イの規制要件は「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いずに使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。」であるため、設問は、暗号機能が使用できないとあるので規制除外が可能である。
- D 誤り。サーバーの暗号が管理用途のみに使用されていたとしても、その暗号が公開された商業用の暗号標準のみを用いていなければ、省令第8条第九号イ(十三)の規制除外は適用できない。

### 問題 38

<平成26年2月の出題問題を一部改訂>

輸出令別表第1の9の項(7)、貨物等省令第8条第九号の暗号装置及び外為令別表の9の項(1)、貨物等省令第21条第1項に関連する以下の記述において、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを1つ選びなさい。

尚、暗号機能以外の該非は問わないものとする。

- A 衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、衛星航法システムで用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するものは、民生用のものを含め輸出令別表第1の4の項と11の項で規制される。
- B 民生用の携帯電話機端末で非該当となる条件の一つに、「無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置その他の無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化されたデータを伝達することができないもの」がある。通常、市販されているスマホは、この条件を満たしている。
- C 暗号機能が内在しているが、使用者がその暗号機能を使用することができない装置がある。ただし、非公開ではあるが、製造者は当該暗号機能の使用可否を変更できる仕様になっている。この装置は、貨物等省令第8条第九号イ柱書にある「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いないで使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。」に当てはまり、該当の暗号装置である。
- D ある顧客に、9の項(7) 該当貨物専用に設計したプログラムのオブジェクトコードを当該貨物にインストールし提供する。この取引ではソースコードを提供しないが、後日、海外の協力会社に新規開発のため本ソースコードを提供する予定がある。オブジェクトコードを提供する取引に特例(貿易外省令第9条第2項第十四号ハ)の適用を検討したが、「いかなる形でもソースコードが提供されない」とあるので、適用不可と判断した。

- ① A○ B× C× D○
- ② A○ B× C○ D×
- ③ A× B○ C○ D×
- ④ A× B○ C× D○
- ⑤ A× B× C× D×

解答 38

正解「⑤」

【解説 38】

- A 誤り。衛星航法システムからの電波を受信する装置に用いられている暗号の復号機能は輸出令別表第1の4の項及び11の項で規制されているが、ともに民生用に設計されたものは除かれている。
- B 誤り。インターネット接続が可能な携帯電話やスマホは、無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化されたデータを伝達している。
- C 誤り。運用通達の解釈により、暗号装置の利用者による当該暗号機能の使用ができないものは省令第8条第九号イに非該当になる。従って、製造者が暗号機能の使用可否を変更できるということだけで該当にするのは適当でない。
- D 誤り。貿易外省令第9条第2項第十四号ハの「いかなる形でもソースコードが提供されない」とは、特例を適用しようとする個々の取引において、当該プログラムのソースコードが提供されないことを確認すればよい。

### 問題 39

<平成26年2月の出題問題を一部改訂>

外為令別表の9の項(2)、貨物等省令第21条第2項の規制について、次のAからEまでのうち、正しい組合せを1つ選びなさい。

- A プログラムの交換により、マルチモードの動作が可能となるように、その信号受信機能が変更可能なデジタルセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置の設計に係るプログラムは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- B 貨物等省令第8条第二号に該当する伝送通信装置の有する機能と同等の機能を提供するために設計したプログラムは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- C レーザーを用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ大気圏外との通信を行うことができる(水中との通信はできない)ものの設計に係る技術(プログラムを除く。)は、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- D 人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置を設計するためのプログラムは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。
- E 伝送通信装置の設計に係る技術(プログラムを除く。)であって、周波数ホッピングの設計に係るものは、外為令別表の9の項(2)の技術として該当である。

- ① A・B
- ② B・C
- ③ C・D
- ④ D・E
- ⑤ E・A

（参照条文・抜粋）

※貨物等省令第21条第2項

外為令別表の9の項（2）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 削除

二 第8条第一号、第二号、第四号から第七号まで又は第八号の二のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機能を提供するために設計したプログラム

三 削除

三の二 伝送通信装置又は電子式交換装置であって、ロ（一）若しくは（五）若しくはニ（一）に該当するものを設計するためのプログラム又は次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）

イ～ヘ （略）

四 削除

五 人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）

六 レーザーを用いた通信技術であって、信号を自動的に受信及び追跡し、かつ、大気圏外又は水中との通信を行うことができるものの設計又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

七 削除

八 削除

九 削除

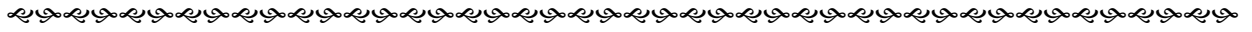
十 削除

十一 プログラムの交換により、マルチバンド、マルチチャンネル、マルチモード、マルチコーディングアルゴリズム又はマルチプロトコルの動作が可能となるように、その信号受信機能が変更可能なデジタル方式のセルラー無線通信に用いる無線基地局受信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）

十二 削除

十三 削除

十四 伝送通信装置の設計に係る技術（プログラムを除く。）であって、スペクトル拡散（周波数ホッピングを含む。）の設計に係るもの



**【MEMO】**

解答 39

正解 〔2〕

【解説 39】

- A 誤り。省令第 21 条第 2 項第十一号の規制対象はプログラムを除く技術である。
- B 正しい。省令第 21 条第 2 項第二号で規制されている。
- C 正しい。省令第 21 条第 2 項第六号で規制されている。
- D 誤り。省令第 21 条第 2 項第五号の規制対象はプログラムを除く技術である。
- E 正しい。省令第 21 条第 2 項第十四号で規制されている。



## 問題 40

### ＜平成 27 年 2 月の出題問題を一部改訂＞

下記は、市販暗号プログラムに関する役務通達における用語の解釈である。文中の《A》から《D》に当てはまる語句を正しく列挙している番号を 1 つ選びなさい。

「貨物等省令第 21 条第 1 項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム（第七号又は第八号の二にあっては第 8 条第九号又は第 21 条第 1 項第九号（第 8 条第九号に係るものに限る。）に限り、第九号にあっては第 8 条第九号に係るものに限る。）」の解釈

次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く（該当することが《A》によって書面により確認できるものに限る。）。

イ プログラムであって、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者をいう。）による同条第 2 項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの

（二）当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを《B》変更できないもの

（三）当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ロ 貨物等省令第 8 条第九号へ（一）に該当する貨物のために設計したプログラムであって、同号へに該当する部分品の実行形式のもの（《C》をいう。装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。）のうち、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）情報システムのセキュリティ管理機能が《D》の主たる機能ではないもの

（二）貨物等省令第 8 条第九号へ（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないもの

（三）当該プログラムの機能が固定されており、特定の使用者の仕様のために設計又は改造されていないもの

1. 《A》カタログ、パンフレット又はホームページ

《B》何ら

《C》ファームウェア

《D》当該プログラム

2. 《A》プログラムの供給者、販売者又は提供者

《B》何ら

《C》ファームウェア

《D》貨物等省令第 8 条第九号へ（一）に該当する貨物

3. 《A》カタログ、パンフレット又はホームページ

《B》使用する者によって

《C》応用プログラム

《D》貨物等省令第 8 条第九号へ（一）に該当する貨物

4. 《A》プログラムの供給者、販売者又は提供者

《B》使用する者によって

《C》ファームウェア

《D》当該プログラム

5. 《A》プログラムの供給者、販売者又は提供者

《B》何ら

《C》応用プログラム



《D》当該プログラム



**【MEMO】**

## 解答 40

正解 [4]

### 【解説 40】

役務通達における用語の解釈で、「貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム（第七号又は第八号の二にあつては第8条第九号又は第21条第1項第九号（第8条第九号に係るものに限る。）に限り、第九号にあつては第8条第九号に係るものに限る。）」の解釈は以下の通りである。《A》から《D》に当てはまるのは4番。

次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く（該当することが**プログラムの供給者、販売者又は提供者**によって書面により確認できるものに限る。）。

イ プログラムであつて、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者をいう。）による同条第2項に規定する信書便若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるもの又は使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの

（二）当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを**使用する者によって**変更できないもの

（三）当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているもの

ロ 貨物等省令第8条第九号へ（一）に該当する貨物のために設計したプログラムであつて、同号へに該当する部分品の実行形式のもの（**ファームウェア**をいう。装置の上で動作するプログラムのみで機能完結したものを除く。）のうち、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

（一）情報システムのセキュリティ管理機能が**当該プログラム**の主たる機能ではないもの

（二）貨物等省令第8条第九号へ（一）に該当する貨物の有する暗号機能を変更せず、当該貨物に新しい暗号機能を追加しないもの

（三）当該プログラムの機能が固定されており、特定の使用者の仕様のために設計又は改造されていないもの

問題 4 1

＜平成 2 7 年 2 月の出題問題を一部改訂＞

輸出令別表第 1 の 9 の項（7）、貨物等省令第 8 条第九号の暗号装置及び外為令別表の 9 の項（1）、貨物等省令第 2 1 条第 1 項に関連する以下の記述において、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下記の 1 から 5 までの中から 1 つ選びなさい。

尚、暗号機能以外の該非は問わないものとする。

- A 市販暗号装置で規制除外される装置のために暗号機能を実行するために設計された部分品は、その装置のために専用設計された他の部分品と同様に、非該当と判定してよい。
- B 衛星航法システムからの電波を受信する装置であって、衛星航法システムで用いられる暗号化された信号又はデータにアクセスするための暗号の復号機能を有するもので、民生用のものは、輸出令別表第 1 の 4 の項と 1 1 の項に非該当と判定してよい。
- C 暗号機能が内在しているが、使用者がその暗号機能を使用することができない装置である。しかし、非公開ではあるが、製造者は当該暗号機能の使用可否を変更できる仕様になっている。この装置は、貨物等省令第 8 条第九号イ柱書「当該暗号機能が暗号機能有効化の手段を用いずに使用することができるもの又は暗号機能が有効化されているものに限る。」に当てはまらないため、非該当と判定してよい。
- D フェムトセル用の無線アクセスネットワーク装置であれば全て非該当と判定してよい。

- 1. A×-B○-C×-D×
- 2. A×-B×-C○-D○
- 3. A×-B○-C○-D×
- 4. A○-B×-C○-D×
- 5. A○-B×-C×-D○

解答 4 1

正解 [3]

【解説 4 1】

Aは、市販暗号装置で規制除外される装置のために設計された部分品の暗号機能の判定であり、貨物等省令第8条第九号へ(二)の要件を満たすか判断が必要となり、誤り。

Bの、衛星航法システムからの電波を受信する装置の復号機能を有するものに対する条文は、貨物等省令第3条第十九号ハ(二)2と、貨物等省令第10条第五号イに条文がある。貨物等省令第3条第十九号ハ(二)2の条文では、民生用途の航法データを受信するように設計したものを除外する規定がある。また、貨物等省令第10条第五号イの条文では、民生用に設計されたものを除外する規定がある。これにより、輸出令別表第1の4の項と11の項には非該当と判断してよく、正しい。

Cは、製造者が暗号機能の使用可否を変更できるがその仕様は非公開なので、使用者によって暗号機能を使用することができない装置と判断できるので、正しい。

Dは、貨物等省令第8条第九号イ(十一)(下記参照)の要件を満たす場合に非該当となるので、誤り。したがって、正しいのはB、C。誤りはA、D。

貨物等省令第8条第九号

イ(十一) 民生用に設計した移動体通信用の無線アクセスネットワーク装置であって、暗号機能が使用者によって変更できず、使用に際して供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計したもののうち、無線周波数の出力が0.1ワット(20ディービーエム)以下で、かつ、同時に接続できるデバイスが16以下のもの又はその部分品